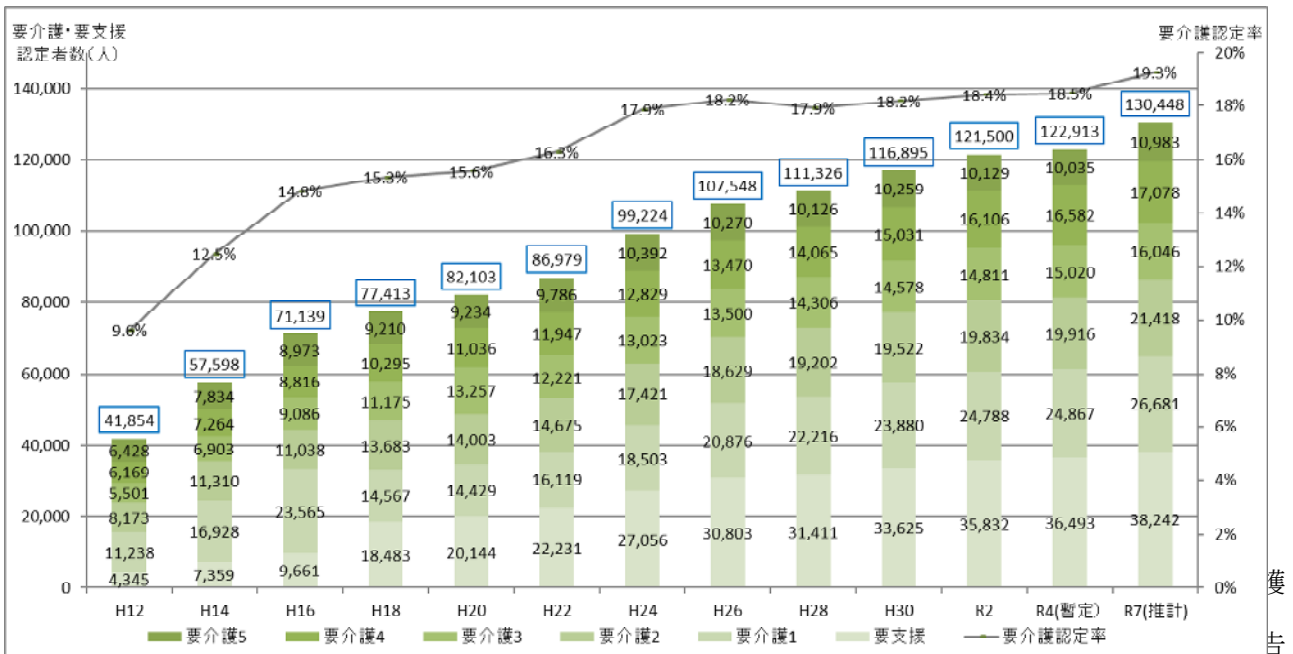


## 介護サービスの状況について

### I 要支援・要介護認定者等について

- 令和 4 年度末の県内の要支援・要介護認定者数は約 123,000 人であり、制度創設当初の平成 12 年度と比較し、約 2.9 倍となっている。
- 認定者のうち、軽度者（要支援・要介護 1）の占める割合が高くなってきており、令和 4 年度末には 50.0%となっている。
- 第 1 号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合である要介護認定率は、平成 24 年度以降ほぼ横ばい傾向が続いており、令和 4 年度末は 18.5%となっている。
- 要介護認定率の令和 4 年度末の全国平均は 18.9%であり、本県の要介護認定率は全国平均とほぼ同水準となっている。

図 1 要支援・要介護認定者数及び要介護認定率の推移



### II 介護サービスの給付について

- 令和 3 年度の介護費用（介護給付額＋自己負担額）は約 1,913 億円であり、制度創設当初の平成 12 年度と比較し、約 3.4 倍に増加している。

表 1 本県の介護費用等の推移

(単位: 億円)

	H12 年度	H15 年度	H18 年度	H21 年度	H24 年度	H27 年度	H30 年度	R3 年度
介護費用 (実績)	549	915	1,055	1,250	1,476	1,648	1,750	1,913
介護給付額 (実績)	491	816	957	1,132	1,372	1,497	1,572	1,714

出典：介護保険事業状況報告

### Ⅲ 介護予防事業の実施状況について

平成 27 年度介護保険法改正に伴い、平成 29 年 4 月 1 日から「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」がスタートし、介護予防事業は市町村ごとの事業計画に基づき実施している。

令和 3 年度における一般介護予防事業の実施状況について、介護予防把握事業及び介護予防普及啓発事業については全市町村で実施されているが、地域介護予防活動支援事業の実施市町村は 32、地域リハビリテーション活動支援事業の実施市町村は 29、介護予防事業評価事業は 10 と全市町村での実施には至っていない。

市町村の事業進捗状況についてはまちまちであるため、市町村における課題を把握しながら、今後も地域の実情に応じた支援を継続的に行っていくことが課題となる。

### Ⅳ 特別養護老人ホームの整備状況について

#### 1 待機者の状況

特別養護老人ホームへの入所希望者の実数は、第 8 期みやぎ高齢者元気プラン（以下「第 8 期計画」という。）策定の基礎数値とするため令和 2 年 4 月 1 日時点で調査したが、その時点では 7, 154 人の入所希望者がおり、うち優先待機者（施設入所の緊急性が高いと考えられる要介護 3 以上の自宅における入所希望者）は 1, 658 人であった。

毎月取りまとめている入所状況調によれば、同一人からの複数施設への申込をそのまま集計したものであるが、令和 5 年 4 月 1 日時点での入所希望者数は、延べ 16, 493 人となっており、令和 2 年 4 月調査時点の 22, 064 人から 5, 571 人減少している。しかしながら、今後の高齢者人口の推計を踏まえれば、入所希望者が増加することが予想される。

#### 2 特別養護老人ホームの整備計画

第 8 期計画においては、市町村における整備数の積み上げとして 825 床を計上している。これに第 8 期計画策定時に既に整備が決定していた 838 床と合わせて、令和 5 年度末までに 1, 663 床が整備されると見込んでおり、優先待機者 1, 658 人を解消する整備数となっている。

令和 3 年度に 1 か所 30 床、令和 4 年度に 8 か所 386 床を整備し、令和 4 年度末時点での定員総数は 12, 826 人となっている。これは令和 4 年度末時点での目標値としている 13, 069 人に対して 98.1% の達成率となっている。

表 2 特別養護老人ホーム整備計画及び整備実績について

特別養護老人ホーム整備実績・見込[採択ベース]

R5.4.1 現在

区分		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		
目 標	みやぎ高齢者元気プラン	第6期						第7期						第8期						
	期別目標(単年度)	592床		683床		267床		513床		319床		400床		336床		269床		220床		
	期別目標(累計)	592床		1,275床		1,542床		513床		832床		1,232床		336床		605床		825床		
実 績	広域型 (定員30人以上)	県	3件	92床	1件	100床	1件	20床	6件	66床	3件	35床	4件	93床	1件	30床	3件	59床	3件	130床
		仙台市	5件	450床	3件	230床	0件	0床	5件	309床	2件	180床	4件	227床	0件	0床	2件	210床	0件	0床
		計	8件	542床	4件	330床	1件	20床	11件	375床	5件	215床	8件	320床	1件	30床	5件	269床	3件	130床
	地域密着型 (定員29人以下)	県	0件	0床	6件	77床	2件	37床	0件	0床	2件	42床	0件	0床	0件	0床	2件	58床	3件	68床
		仙台市	1件	29床	1件	29床	0件	0床	0件	0床	0件	0床	0件	0床	0件	0床	1件	29床	0件	0床
		計	1件	29床	7件	106床	2件	37床	0件	0床	2件	42床	0件	0床	0件	0床	3件	87床	3件	68床
	単年度合計		9件	571床	11件	436床	3件	57床	11件	375床	7件	257床	8件	320床	1件	30床	8件	356床	6件	198床
	元気プラン期別累計		571床		1,007床		1,064床		375床		632床		952床		30床		386床		584床	
	総定員数		11,123床		11,530床		11,597床		11,972床		12,144床		12,464床		12,490床		12,826床		13,024床	
	既存施設定員増減				▲ 29床		10床				▲ 85床				▲ 4床		▲ 20床			

※R5年度整備分は、見込み

## V 特別養護老人ホーム以外の介護基盤整備の状況について

### 1 施設サービス基盤の整備状況

#### (1) 介護老人保健施設

令和4年度末時点での目標値は9, 208人と設定している。これに対し、令和4年度まで1か所50床の整備が行われ、令和4年度末時点での定員総数は9, 188人となり、99.8%の達成率となっている。

#### (2) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、令和5年度末までの設置期限とされていたが、本県においては令和4年6月30日をもって、転換等が完了した。

### 2 居住系サービス基盤の整備状況

#### (1) 認知症高齢者グループホーム

令和4年度末時点での目標値は定員総数4, 983人と設定している。これに対し、令和4年度末時点では、4, 784人となっており、96.0%の達成率となっている。

#### (2) 特定施設入居者生活介護

令和4年度末時点での目標値は4, 117人と設定しているが、令和4年度末時点で4, 186人となっており、目標値を達成している。

表 3 施設サービス基盤の整備実績

介護サービス基盤の整備状況

施設種別	第 7 期計画				第 8 期計画								
	R2年度実績			目標	R3年度実績			R4年度実績			R3目標	R4目標	R5目標
	箇所数	定員	達成率		箇所数	定員	達成率	箇所数	定員	達成率			
				対R3 目標							対4元 目標		
特別養護老人ホーム	200	12,464	97.2%	12,829	203	12,490	95.6%	207	12,826	98.1%	12,800	13,069	13,289
介護老人保健施設	93	9,138	98.7%	9,259	95	9,188	99.8%	95	9,188	99.8%	9,208	9,208	9,308
認知症高齢者 グループホーム	294	4,794	95.7%	5,009	297	4,782	96.0%	297	4,784	96.0%	4,893	4,983	5,064
特定施設入居者 生活介護	-	4,166	111.9%	3,722	-	4,186	101.7%	-	4,186	101.7%	4,007	4,117	4,257

### 3 地域密着型サービスの推進状況

#### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

県内における事業所数は19箇所となっており、今後も需要が見込まれることから、引き続き市町村への働きかけ等を行い整備に努める。

#### (2) 看護小規模多機能型居宅介護

県内における事業所数は22箇所となっており、徐々に整備が図られてきており、今後も引き続き市町村への働きかけ等を行い整備に努める。

#### (3) 小規模多機能型居宅介護

県内における事業所数は86箇所となっている。徐々に整備が図られてきており、今後も引き続き市町村への働きかけ等を行い整備に努める。

表 4 地域密着型サービスの事業所数の推移

サービス種別	令和3年度	令和4年度
定期巡回・随時対応サービス	19	19
看護小規模多機能型居宅介護	21	22
小規模多機能型居宅介護事業所	80	82

※事業所数は累計

## VI 介護保険施設の生活環境の改善

施設は利用者にとっての生活の場であり、プライバシーに配慮した生活環境が確保される必要があることから、施設整備にあたっては、個室・ユニット型での整備を基本としつつ、利用者負担の観点などから多様な形態での整備を望む声があることを考慮し、地域の実状に応じた多床室等従来型での整備についても配慮することとしている。具体的には、平成25年4月から施行した特別養護老人ホーム等の人員、設備及び運営に関する基準を定めた県条例において、居室定員の弾力的運用に関する独自基準を規定している。

### 参考 条例等による独自基準の制定について

- 地方分権一括法の施行により、これまで国の政省令等で全国一律に定められていた特別養護老人ホーム等施設等の人員、設備及び運営に関する基準について、地方分権の観点から、地方公共団体において条例で定めることになった。
- 宮城県においても、関連する条例等を策定し、平成25年4月1日から施行しているが、その中で、特別養護老人ホームにおける従来型の居室定員については、原則1人としながらも、地域の実情に応じ必要があると認める場合には4人以下とすることができることとしている。